

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2021 年 6 月 25 日

秋田県知事 殿

提出者 安全環境品質保証室 熊田 竜也 

住 所 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部76-1番地

氏 名 秋田リサイクル・アンド・ファインパック(株)

代表取締役 木村 鋭 

電話番号 0186-29-2188

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	秋田リサイクル・アンド・ファインパック株式会社
事業場の所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部76-1番地
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	その他の非鉄金属製造業 【231】
② 事業の規模	別紙の通り
③ 従業員数	96名 (4月1日時点)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番) 25

C・70一・

第 号



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役	木村 鋭(総括安全衛生管理者)
事業統括本部長	永山 章道(安全衛生管理者)
事業統括部長	奈良 勉(安全管理者)
主任	野村 篤三(衛生管理者)
安全環境品質保証室	熊田 竜也(特別管理産業廃棄物管理責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2020年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	排出量	189.43 t	- t
	(これまでに実施した取組) ・ サンプル精度向上による再検査数削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	排出量	190 t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・ 循環液の使用回数増 ・ 分析点数の削減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 社内ルールとして特別管理産業廃棄物と他の廃棄物の分別を徹底する ・ 置き場、保管場所への掲示
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記の継続実施

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用方法の調査と検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・上記の継続実施		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・ 中間処理方法に関する調査 （グループ内で処理実施）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記の継続実施		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 中間処理で完結する為、未実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 上記理由により予定無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	全処理委託量	189.43 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者と再生利用業者の調査		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	-
	全 処 理 委 託 量	190 t	- t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・上記の継続実施		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(2020年度)実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	189.43	t
	(今後実施する予定の取組等) ・継続実施		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の

特別管理産業廃棄物処理計画
(別紙資料)

秋田リサイクル・アンド・ファインパック株式会社

1. 会社(事業所)概要

会社(事業所)名	秋田リサイクル・アンド・ファインパック株式会社
資本金	4千万円
従業員数	96名(2021年4月1日)
売上高と 主要業務	売上高 607百万円/年(2020年度実績) 主要業務 廃電子基板等の破碎・サンプリング及び試料調製・融解
概要	当社は、DOWAメタルマイン株式会社の子会社として、小坂製錬株式会社のリサイクル原料等の破碎サンプリング及び分析サンプルの融解を主たる事業としている。
業務・製造フロー	別図(1)のとおり
工場配置図	別図(2)-1.2.のとおり
廃棄物処理フロー図	別図(3)のとおり
事業展望	リサイクル原料の売買に伴う品位確定に必要なサンプリング及び破碎、試料調製、融解等を行っている。
連絡先	秋田リサイクル・アンド・ファインパック株式会社 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部76-1番地 電話番号 0186-29-2188 FAX 0186-29-3466 安全環境品質保証室(熊田)090-5186-7887

2. 計画期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

3. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

特別管理産業廃棄物 管理責任者	秋田リサイクル・アンド・ファインパック株式会社 安全環境品質保証室 熊田 竜也
環境管理体制	小坂製錬(株)の環境管理委員会(1回/月開催)へ出席し、DOWAグループ並びに小坂地区の一員として環境改善・省エネルギー等の継続的な活動を行っている。
教育・研修	当社環境方針の理解や各人の役割を周知し、廃棄物の適正な扱いを行うとともに、当該業務に就業する者に対しては、資格取得を含めて専門的な教育を実施する。 (グループ内でもコンプライアンスについて教育実施)
情報公開	社外に対し、法対応ならびに廃棄物処理の状況について適正な情報の公開に努める。具体的には、行政に対する法定その他の諸報告の実施、緊急時に必要な報告を行うための体制の確立、持ち株会社であるDOWAホールディングス(株)のCSR報告書による開示等。

4. 特別管理産業廃棄物処理委託状況

品目	性状	中間処理	処分先
廃アルカリ	液状	中和処分	小坂製錬株式会社
廃酸	液状	中和処分	小坂製錬株式会社

5. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 特別管理産業廃棄物の抑制

現状、リサイクル原料の受入量が増加しており、処理ロットサイズの縮小化等によって、分析点数が増加傾向にあるが、少しでも削減できる様に改善を進めていく。
循環液の液組成を把握して、循環液の使用回数見直し検討。(現状は安全を考慮して4回で交換)

(2) 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

従来同様に社内ルールとして特別管理産業廃棄物と他の廃棄物との分別を徹底する。

(3) 特別管理産業廃棄物の再生利用・中間処理・埋立処分・処理の委託に関する事項

今後とも再生利用・中間処理・埋立処分の処理方法について調査を継続する。

(4) 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

今後とも再生利用業者と熱回収業者の調査を継続する。

別図(1)

特別管理産業廃棄物(廃アルカリ)

特別管理産業廃棄物(廃酸)

小坂製錬(株)リサイクル原料受入



上記原料の破砕・サンプリング等業務の受託



廃基板破砕



サンプリング



分析前処理(縮分、調整)



マット処理(廃基板+硫化鉄/融解)



排ガス処理(苛性ソーダ)



廃アルカリ発生



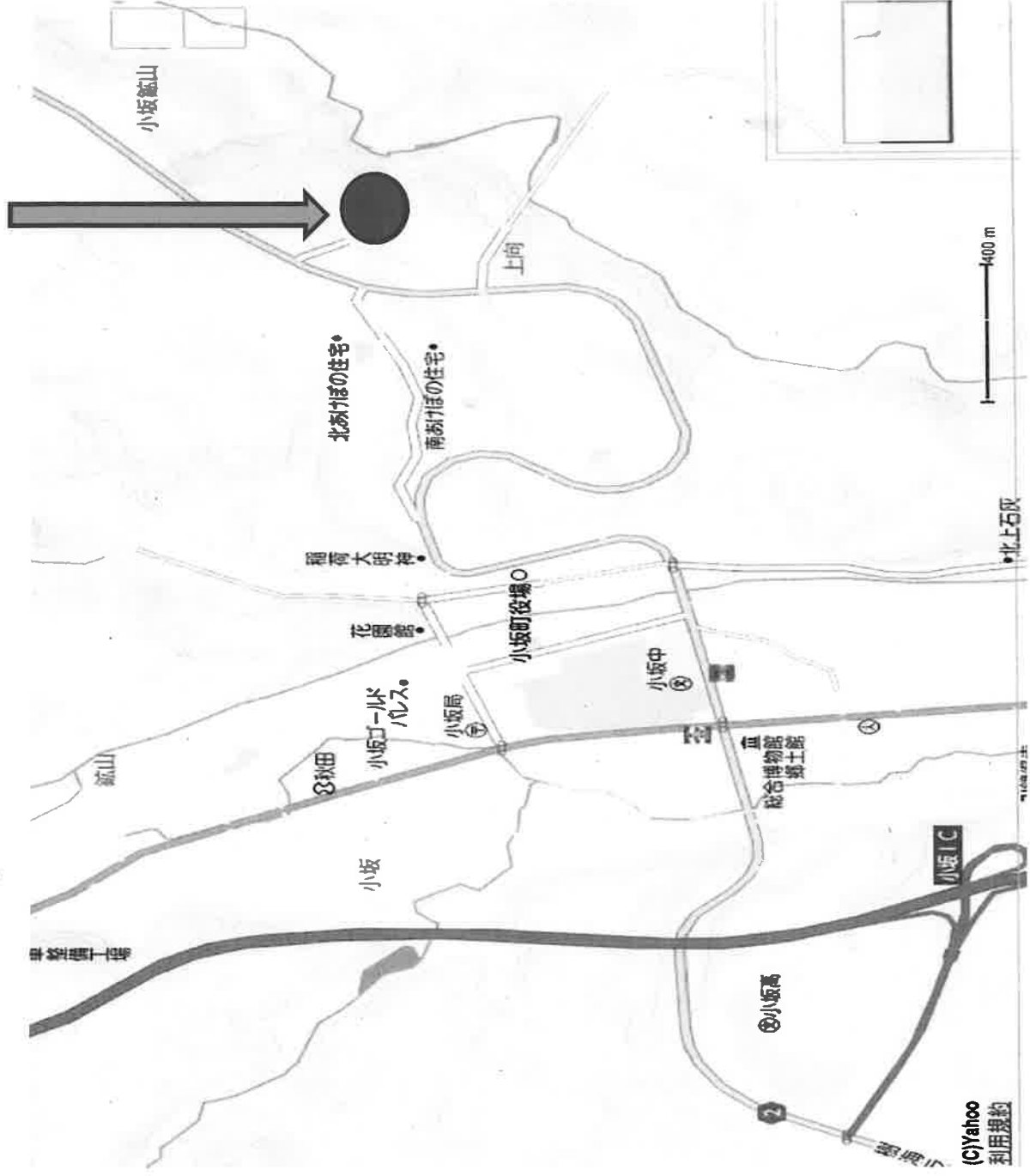
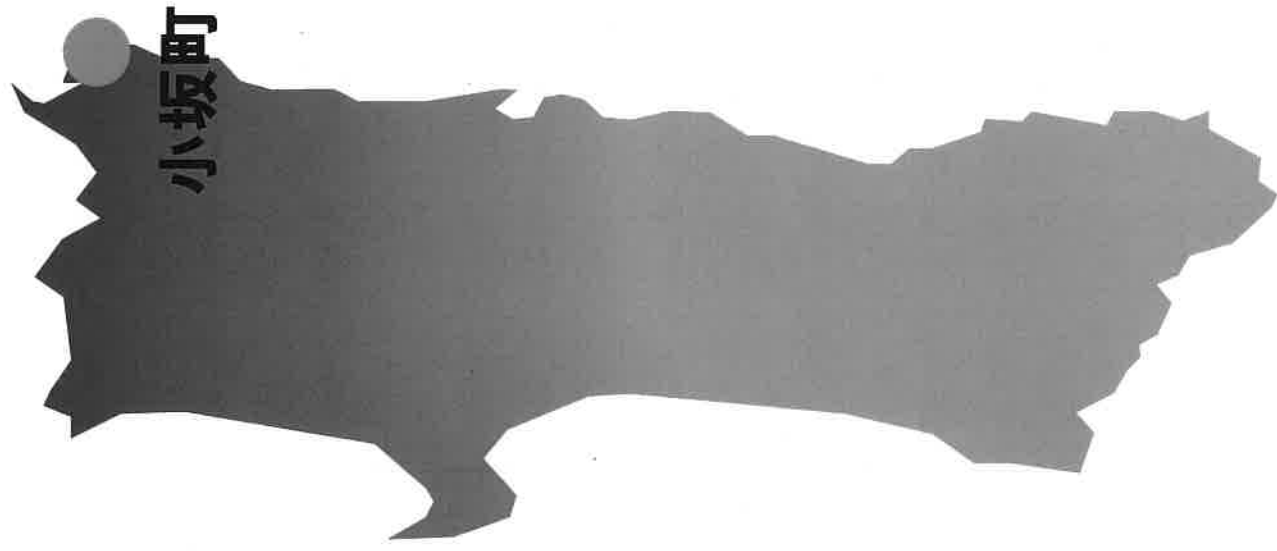
一時保管(屋外貯蔵タンク)



運搬(委託業者、(株)小坂ワークス、(株)タイセイ)

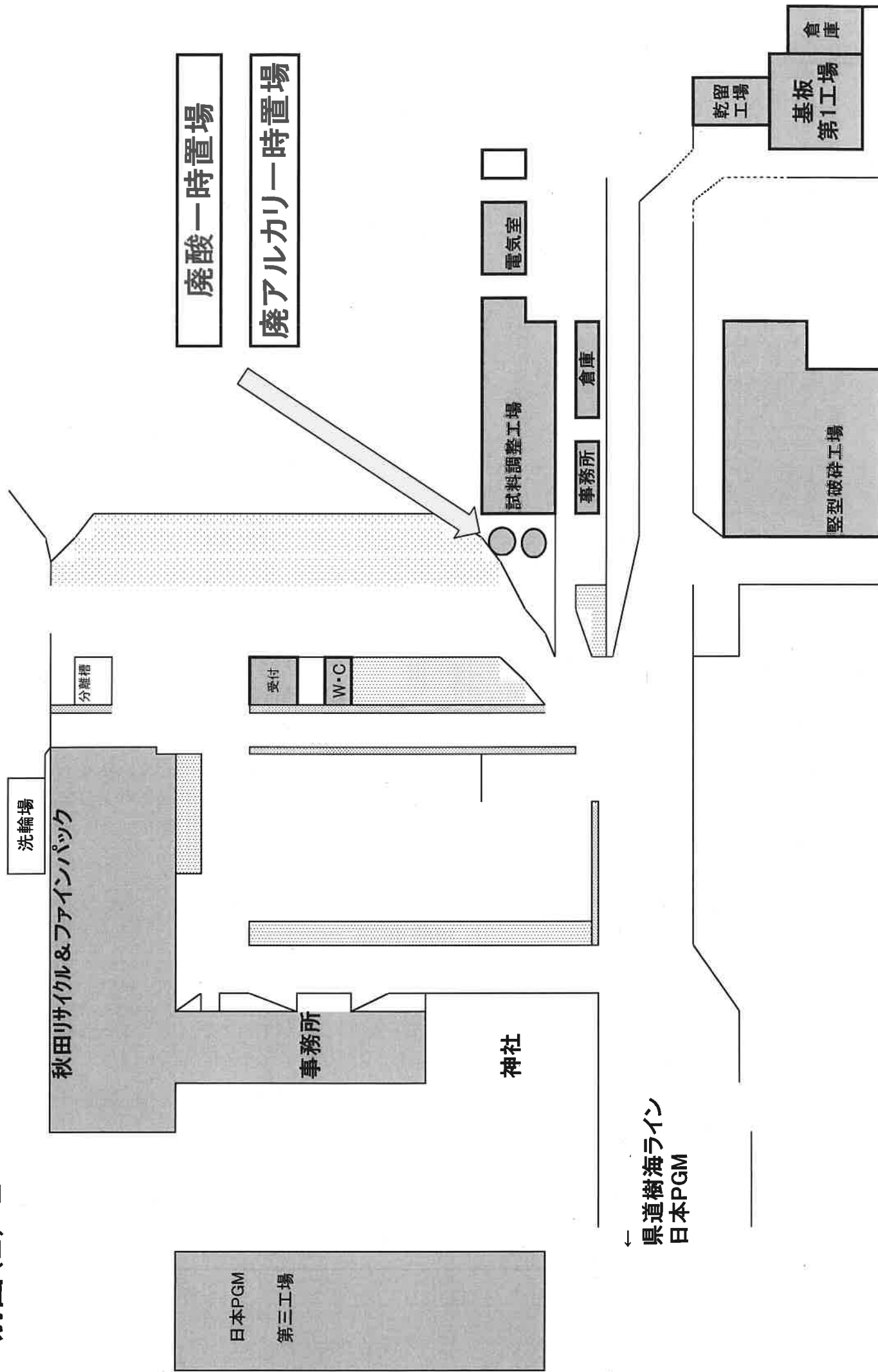


小坂製錬(株)湿式処理工場で中間処理



別図(2)-2

別図2-2工場配置図



別図(3)

秋田リサイクル・アンド・ファインパックス(株) 廃棄物処理フロー

